

石木ダム事業 裁決申請受理

県収用委

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム事業について、県収用委員会は18日、定例委員会を開き、県と佐世保市が行った土地収用法に基づく裁決申請を受理した。10月の委員会で手続き開始を決定。県と地権者の意見を聞き、土地の補償額や土地明け渡しの時期を裁決する。

仮処分審尋で反対派
「事業の必要性ない」

地裁佐世保

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム事業で、

付け替え道路工事を阻止したとして地権者や支援者に対し県が求めた通行妨害禁止などの仮処分申請の第1回審尋が18日、長崎地裁佐世保支部であった。

審尋は非公開で行われた。地権者側の弁護士によると、地権者側は県に具体的な妨害行為を明らかにするよう要求し、石木ダム事業には必要性がなく、付け替え道路も建設する必要がないと主張していく方針を伝えた。これに対し県側は「ダムの必要性と今回の仮処分申請は無関係だ」などと主張したという。

審尋後に開いた集会で、地権者側の馬奈木昭雄弁護士団長は「仮処分申し立ては何の解決にもつながらず、地権者に対する心理的圧迫でしかない」と述べた。